

# 「いなべ地域ケアネット」運用ポリシー

令和元年 10 月

いなべ在宅医療多職種連携推進協議会

いなべ市・東員町

# 「いなべ地域ケアネット」運用ポリシー

## (本ポリシーの目的)

第1条 この運用ポリシーは、いなべ地域ケアネットで使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、いなべ地域ケアネットを適正に利用することに資することを目的とする。

## (いなべ地域ケアネットの目的)

第2条 いなべ地域ケアネットは、地域包括ケアに関わる多職種及び患者・家族の間で、ICTを用いたコミュニケーションを行うことで、人と人の連携を深め、地域の医療・看護・介護の質を向上させ、安全性を高め、最終的には地域包括ケアシステムの構築と発展に貢献することを目的とする。

## (使用 ICT システム)

第3条 いなべ地域ケアネットでは、ICT システムとして、エンブレース株が運営する完全非公開型医療介護専用 SNS「メディカルケアステーション」(以下、「MCS」という。)を使用する。

## (いなべ地域ケアネットの位置付け)

第4条 いなべ地域ケアネットはコミュニケーションのための連絡手段であり、診療・看護・介護等の記録ではない。いなべ地域ケアネットは、「顔の見える関係」を基盤とした上で、従来の連絡手段を補完・補強する形で利用する。

## (法令及びガイドライン)

第5条 医療機関又は介護事業者等(以下「事業所」という。)は、医師法、医薬品医療機器等法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインを十分理解したうえで、いなべ地域ケアネットを利用することとする。

- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版
- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン 最新版

## (利用申込)

第6条 いなべ地域ケアネットを利用する事業所は、いなべ在宅医療多職種連携推進協議会に対して「利用申込書」及び「連携守秘誓約書」を提出し、いなべ地域ケアネットの適正な運用に努めるものとする。なお、提出先については、各在宅医療介護連携支援センターとする。

## (連携元事業所)

第7条 患者の情報共有を行う場合は、該当する患者を管理する事業所が「連携元事業所」となり、患者情報の管理及び参加ユーザーの管理を行う。

## (連携元事業所の責務)

第8条 連携元事業所は、以下の業務を行う。

- ・いなべ地域ケアネットのグループ登録(患者グループ又は自由グループ)及び削除管理
- ・いなべ地域ケアネットの各グループへの参加ユーザーの招待及び解除

## (患者同意)

第9条 連携元事業所は、いなべ地域ケアネットで情報共有を行うにあたり、患者もしくはその家族と「個人情報使用同意書」を交わし、双方が所持するものとする。

## (MCS 管理者の設置)

第10条 事業所の管理者(以下「事業所管理者」という。)は、必要な情報にアクセスが許可されている従業者だけがアクセスできる環境を維持するために、MCS 管理者を設置し、MCS の管理運用を行う。

### (MCS 管理者の責務)

第 11 条 MCS 管理者は、いなべ地域ケアネットの適正な利用が行われるように以下の業務を行う。

- (1) いなべ地域ケアネットの患者情報、個人情報等の管理全般
- (2) いなべ地域ケアネットで利用する IT 機器の管理
- (3) いなべ地域ケアネットの ID の管理
- (4) いなべ地域ケアネットの各グループへ招待されたメンバーの招待承認及び解除
- (5) いなべ地域ケアネットへの事業所内スタッフ登録及び削除

### (スタッフ誓約書と教育)

第 12 条 事業所管理者は、いなべ地域ケアネットを利用する従業者から「業務情報保持に関する誓約書」を徴集するとともに、MCS 管理者及びユーザーに対して定期的に教育を行うものとする。

なお、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。

2 誓約書の記載内容のポイントは以下のとおりである。

- (1) 従業者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報をも許可なく漏えいしてはならない。
- (2) 退職後も、知り得た情報を漏えいしない。
- (3) IT 機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- (4) 事業所が定めた利用目的以外での使用を禁止する。
- (5) 患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しない。

### (いなべ地域ケアネット利用上の留意事項)

第 13 条 連携元事業所、MCS 管理者及びユーザーは、「いなべ地域ケアネット利用上の留意事項」に留意して、いなべ地域ケアネットを利用する。

### (ID・パスワードの管理)

第 14 条 いなべ地域ケアネットの ID 及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理し共有しない。
- (2) 1 つの ID を複数人で共有しない。
- (3) パスワードは、英数混合 8 ケタ以上とし、定期的に (2 か月に 1 回程度) 変更する。
- (4) 利用が終わったら必ずログアウトする。
- (5) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- (6) スマホ、タブレットやパソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかける。

### (IT 機器のセキュリティ対策)

第 15 条 IT 機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを推奨・検討する。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード (英数混合 8 ケタ以上) を設定すること。設定にあたっては推定しやすいパスワードを避け、定期的にパスワードを変更すること。
- (2) 情報機器には、例えばファイル交換ソフト (Winny 等) をインストールしないこと。
- (3) 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- (4) ブラウザは ID やパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (5) いなべ地域ケアネットの操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロード、コピーやスクリーンショットの取得を行わないこと。
- (6) リモートワイプサービスを利用することの検討。
- (7) 緊急回線停止サービスを利用することの検討。
- (8) 端末管理・利用者管理 (MDM) サービスを利用することの検討。
- (9) 情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書式で MCS 管理者に届け出て、承認を得ること。

### (内容の二次利用の原則禁止)

第 16 条 いなべ地域ケアネットの操作においては、定められた手順を守り、内容の二次利用 (利用

端末にダウンロードする、コピーする、印刷する等)を禁止する。ただし、いなべ地域ケアネットの内容を診療・看護・介護記録に残す、施設の他の従業者に伝える、患者・家族への説明に使う等、患者の療養のため直接利用する場合においては、この限りでない。

## (その他)

第 17 条 その他、この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、事業所がこれを別に定めることができる。

### 附則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

## 【いなべ地域ケアネット利用上の留意事項】

### (1) 連携元事業所

- ・連携元事業所は、いなべ地域ケアネットで患者単位のグループを作り、それぞれの患者ごとにアクセスする必要のある事業所内外の医療介護従事者のみを招待して、患者単位のチームを作る。1つのグループで複数の患者個人情報が混在するような運用は避ける。
- ・連携元事業所は、該当するユーザーが辞めた時や担当から外れた時には、スタッフ削除や参加している患者グループのメンバーから解除するなど適切な処理を行う。また定期的に、患者グループごとに、参加しているメンバーが適切であるかどうかの精査を行う。

### (2) MCS 管理者

- ・MCS 管理者は、いなべ地域ケアネットを利用しなくなった患者について、「保管機能」を使って速やかに保管庫に移す。
- ・MCS 管理者は、いなべ地域ケアネットの安全かつ適正な運用管理を図り、ユーザーの不正利用が発生した場合等は、そのユーザーのいなべ地域ケアネットの利用を制限もしくは禁止する権限を有する。
- ・MCS 管理者も、以下に示すいなべ地域ケアネットユーザーの利用方法を遵守する。

### (3) いなべ地域ケアネットユーザー

- ・いなべ地域ケアネットユーザーは、情報セキュリティに十分に注意して、ID やパスワードを事業所内スタッフを含む他者に利用させたり、情報提供をしてはならない。
- ・患者グループに招待を受けたユーザーは、自分がその患者グループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行う。
- ・各患者グループへの書き込みは、その患者に関することのみとし、別の患者の情報は書き込まない。
- ・各患者グループへの書き込みは、いなべ地域ケアネットの位置づけを十分理解した上で、適切な範囲内での情報共有の場として利用する。
- ・いなべ地域ケアネットのグループごとに、常に誰かが参加しているのかをわかりやすくするためにも、いなべ地域ケアネットの個人設定で、各ユーザー毎にプロフィール、顔写真を登録する。
- ・自分が担当から外れた時は、速やかに該当する患者グループメンバーからの「解除」を行う。
- ・事業所を辞めた時など、いなべ地域ケアネットを利用する必要がなくなった時は、事業所から貸与されている端末があれば返却し、誓約書に基づいて、必要な手続きを行う。
- ・いなべ地域ケアネットユーザーは、書き込みの際して、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する責任を明示すること。
- ・いなべ地域ケアネットユーザーは、与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。
- ・いなべ地域ケアネットユーザーは、いなべ地域ケアネットのシステム異常を発見した場合や、使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかに MCS 管理者に報告し、その指示に従うこと。
- ・いなべ地域ケアネットユーザーは、不正アクセスを発見した場合、速やかに MCS 管理者に連絡し、その指示に従うこと。